

改正後	改正前
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則 第三項の表<u>P F O S 又はその塩の項又はP F O A 又はその塩の項</u>に規定する製品で<u>P F O S 又はその塩又はP F O A 又はその塩</u>が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p> <p>第1 <u>P F O S 又はその塩又はP F O A 又はその塩</u>（以下「<u>P F O S 等</u>」という。）が使用されている製品であること及び<u>P F O S 等</u>が第一種特定化学物質であること。</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則 第三項の表<u>P F O S 又はその塩の項</u>に規定する製品で<u>P F O S 又はその塩</u>が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p> <p>第1 <u>P F O S 又はその塩</u>が使用されている製品であること及び<u>P F O S 又はその塩</u>が第一種特定化学物質であること。</p>

## 第2 PFOS等の含有率

### 第3 注意事項

- 1 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS等が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS等の排出の削減に努めなければならないこと。

2～4 [略]

## 第2 PFOS又はその塩の含有率

### 第3 注意事項

- 1 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）に使用されているPFOS又はその塩が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めなければならないこと。

2～4 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。